本別町地域公共交通会議設置要綱

制定 平成19年2月5日

(目的)

第1条 本別町における地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)及び市町村運営有償運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第49条第1号に規定する旅客の運送をいう。以下同じ。)(以下これらを「町内公共交通」という。)に関する協議を行うため、省令第9条の2に規定する地域公共交通会議として、本別町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(主宰及び召集)

- 第2条 交通会議は、本別町長(以下「町長」という。)が主宰する。
- 2 交通会議は、町内公共交通に関する協議を行う必要が生じた場合に、町長がこれを召 集する。

(協議事項)

- 第3条 交通会議は、町内公共交通に関する次の事項を協議するものとする。
- (1)地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様及び運賃、料金等に 関する事項
- (2)市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3)交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第4条 交通会議は、次の表の中欄に掲げる省令の規定の区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

1	第9条の3第1項第1号	町長又はその指名する本別町職員
2	第9条の3第1項第2号	十勝バス株式会社
		本別ハイヤー有限会社
		有限会社北海陸運
		十勝地区バス協会
		十勝地区ハイヤー協会
3	第9条の3第1項第3号	住民又は利用者の代表
4	第9条の3第1項第4号	北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者

5	第9条の3第1項第5号	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運
		労協
6	第9条の3第2項第2号	北海道十勝総合振興局長又はその指名する者

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の表に定める者のほか、交通会議に、次の表の中欄に掲げる省令の規定の区分に応じ、同表の右欄に定める者を構成員として加えるものとする。

1	第9条の3第2項第1号イ	北海道開発局帯広開発建設部
		北海道帯広土木現業所
2	第9条の3第2項第1号口	北海道警察釧路方面本部本別警察署
3	第9条の3第2項第2号	学識経験を有する者その他の交通会議の運営上町
		長が特に必要と認める者

(運営)

- 第5条 交通会議には会長を置き、町長がその任にあたる。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、原則として公開するものとする。
- 5 交通会議の庶務は、本別町企画振興課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はこれを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通 会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。